

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱

制定：令和7年3月28日付け畜第3305号

(趣旨)

第1条 知事は、配合飼料等の価格が高騰し、経営が悪化している畜産農家等の経営の安定化を図るため、佐賀県農業協同組合、佐賀県開拓畜産事業協同組合、(一社)佐賀県配合飼料価格安定基金協会及び畜産農家等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)並びに佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 配合飼料 原則として、配合飼料価格安定制度の補填対象となる飼料であるもの。
- (2) とうもろこし 自家配合用輸入とうもろこしであり、次のいずれかを満たすもの。
 - ア 丸粒とうもろこし(とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号)に基づき、単体飼料用(丸粒)の用途で関税割当を受けて通関されたものに限る。)
 - イ 単体飼料とうもろこし(関税定率法施行令(昭和29年政令第155号)第6条の単体飼料に該当するとうもろこしに限る。)

(交付の対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の事業区分、補助事業者、経費区分、対象経費、交付対象数量、交付単価及び採択要件は、別表に定めるとおりとする。

(暴力団の排除)

第4条 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次に掲げるいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 補助事業者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

第５条 別表の補助事業者①②③が提出する規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第１号のとおりとする。

- 2 別表の補助事業者④が提出する規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は、様式第２号のとおりとする。
- 3 第１項及び第２項の交付申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は１部とする。
- 4 第１項及び第２項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 5 規則第４条第３項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は３０日とする。

（補助金の交付の条件）

第６条 規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - （２）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表の事業区分の欄に掲げる事業の相互間におけるそれぞれの経費の３０％以内の変更については、この限りではない。
 - （３）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - （４）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - （５）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管すること。
- 2 前項第２号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第３号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第７条 規則第７条に規定する申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から１４日以内とする。

（事業の着手）

第８条 別表の補助事業者①②③の事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(実績報告)

第9条 別表の補助事業者①②③が提出する規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第11条第1項の規定により補助金の全額を概算で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

3 別表の補助事業者④が提出する規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第2号のとおりとする。

4 前項の実績報告書の提出期限は、第5条第3項に規定する別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

5 第5条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項及び第3項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、前条第1項及び第3項の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内の日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第2号、様式第6号（精算払）又は第7号（概算払）のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が、法、令、規則及びこの要綱に基づく県の処分若しくは指示に違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。また、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納

に係る期間に応じて別途定められた年利割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第5条第4項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第9条第1項及び第3項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(事業の実施状況調査)

第15条 知事は、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて事業実施主体に対し、調査、または報告を求め、もしくは指導することができる。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金に適用する。

(別表)

事業区分	(1) 配合飼料に対する支援	(2) とうもろこし(※)に対する支援	事務費に対する支援
補助事業者	① 佐賀県農業協同組合 ② 佐賀県開拓畜産事業協同組合 ③ (一社) 佐賀県配合飼料価格安定基金協会 ④ 畜産農家等		
経費区分	補助金		事務費
対象経費	◆ 補助事業者①②③が行う、畜産農家等に対する配合飼料価格上昇分の1/2相当に係る支援に要する経費 ◆ 補助事業者④が購入した配合飼料価格上昇分の1/2相当の経費	◆ 補助事業者①②③が行う、畜産農家等に対する単体飼料価格上昇分の1/2相当に係る支援に要する経費 ◆ 補助事業者④が購入したとうもろこし価格上昇分の1/2相当の経費 ※とうもろこしについては、丸粒、圧ぺん、粉碎(コーンパウダー、コーングリッド)を補助対象とする。	補助事業者①②③が、本表の事業区分の(1)及び(2)の事業を円滑に実施するために行う事務に要する経費のうち以下の費用 ・賃金、社会保険料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、その他事務諸費(振込手数料等)
交付対象数量	配合飼料購入実績数量(令和6年4月から令和7年3月までの納品分)	単体飼料であるとうもろこしの購入実績数量(令和6年4月から令和7年3月までの納品分)	—
交付単価(上限額)	1,250円/ト		定額

採択要件	<p>畜産農家等は次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 申請時点において佐賀県内の農場で畜産業を営んでいること。または、申請時点で佐賀県内に農場を有している畜産農家等が契約している会社もしくは組織であること。ただし、採卵鶏農家については、令和7年2月の佐賀県各家畜保健衛生所への定期報告時点において100羽以上飼養していること。</p> <p>(2) 飼料購入費の縮減につながる次のいずれかの取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。 ② 個体ごとの増体の状況に応じて、早期出荷に取り組む。 ③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。 ④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料を利用する。 ⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。 ⑥ フィーダーの破損等がないかこまめに確認して設備の管理を徹底する。 ⑦ その他飼料費の低減につながる取組を行う。 	—
------	---	---

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
役職・氏名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 別紙1
- 2 別紙2

添付資料

- ① 誓約書（別紙A）
- ② 飼料支援交付対象数量明細（別紙B）
- ③ その他、知事が必要と認める書類

(別紙 1)

1 事業の目的 (又は成果)

--

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

経費区分	事業区分	補助金 交付対象数量	補助金 交付単価	事業費 (注 2)		
				県補助金	その他	
1 補助金	(1) 配合飼料に対する支援	トン	円/トン 1,250	円	円	円
	(2) とうもろこしに対する支援	トン	円/トン 1,250	円	円	円
2 事務費		—	—	円	円	円
		—	—	円	円	円
		—	—	円	円	円
	小計					

(注1) 経費区分の2の事業区分の欄には、具体的な経費名(「賃金」、「資料代」等)を記載すること。また、必要に応じて行を増やして記載すること。

(注2) 経費区分の1の事業費は、1円未満の金額を切り捨てること。

(2) 経費の配分

経費区分	事業区分	事業費	事業費		備考
			県補助金	その他	
1 補助金	(1) 配合飼料に対する支援	円	円	円	
	(2) とうもろこしに対する支援	円	円	円	
2 事務費	—	円	円	円	

(注1)備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2)事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

3 補助金交付対象数量の内訳及び飼料費低減に向けた取組計画（又は実績）

(1) 配合飼料に対する支援 ※詳細は別紙B

畜産農家等数	対象数量 (※)					飼料費低減に向けた取組
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	
	トン	トン	トン	トン	トン	別紙Bのとおり

(2) とうもろこしに対する支援 ※詳細は別紙B

畜産農家等数	対象数量 (※)					飼料費低減に向けた取組
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	
	トン	トン	トン	トン	トン	別紙Bのとおり

※ 対象数量は、各四半期の配合飼料及びとうもろこしの購入実績数量を記載すること。

4 事業完了予定（又は完了）年月日 令和 年 月 日

(別紙2)

収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
県補助金	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

区分	予算額	備考
配合飼料価格高騰 経営安定対策事業	円	
計	円	

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事

様

住 所 _____

(ふりがな)

法人・団体名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____

生年月日 _____ (大正・昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和7年度の配合飼料価格高騰経営安定対策事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙 B)

飼料支援交付対象数量明細

【配合飼料】

NO	畜産農家等名	畜種 (※1)	対象数量 (トン)					飼料費低減 に向けた取 組 (※2)	備考 (⑦の場合、具体的 な取組内容を記入)
			第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計		

【とうもろこし】

NO	畜産農家等名	畜種 (※1)	対象数量 (トン) (※2)					飼料費低減 に向けた取 組 (※3)	備考 (⑦の場合、具体的 な取組内容を記入)
			第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計		

(※1) 畜種は、繁殖牛、肥育牛、乳用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー等から選択して記入すること。

(※2) 対象数量 (トン) は、小数第3位まで (kg単位まで) 記入すること。

(※3) 下記番号から選択すること。

- ① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつに分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
- ② 個体ごとの増体の状況に応じて早期出荷に取り組む。
- ③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。

- ④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた配合飼料を利用する。
- ⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
- ⑥ フィーダーの破損等が無いかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
- ⑦ その他飼料費の低減につながる取組を行う。

(注1) 佐賀県内以外でも家畜を飼養している畜産農家等の場合は、次の資料等を添付すること。

- ・佐賀県内・佐賀県外の飼養頭羽数がわかる資料等

- ・令和6年度中に佐賀県内の農場に配合飼料・とうもろこしが納品されたこと及び数量がわかる資料等

(注2) 必要に応じて行を増やして記載すること。

様式第2号

申請年月日	令和		年		月		日
-------	----	--	---	--	---	--	---

佐賀県知事 様

住所	
氏名・法人名	
連絡先(携帯番号)	— —

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請するとともに実績を報告します。また、交付決定及び額の確定後は、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、補助金を下記の口座に振り込まれるよう請求します。

記

1 事業内容及び実績

畜種	(頭羽数:)		
県内農場住所			
	補助金交付対象 数量 (A)	補助金交付 単価 (B)	補助金算定額 (C = A × B)
① 配合飼料に対する支援	t	1,250 円	円
② とうもろこしに対する支援	t	1,250 円	円
交付申請・実績額			円

- ※①、②のいずれか又は両方に補助金交付対象数量及び補助金算定額を記載すること。
- ※Aについては、添付資料の「飼料販売・納品証明書」の合計購入実績数量を記入すること。
- ※Aについては、小数第3位まで (kg単位まで) 記入すること。
- ※Cについては、1円未満の金額を切り捨てること。

2. 事業完了年月日(申請日を記載)

令和7年		月		日
------	--	---	--	---

3. 振込先口座

金融機関名		銀行 農協 金庫		本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別	1 普通 (総合)		2 当座	3 その他
口座番号				右詰めで御記入ください
フリガナ				
口座名義人				

【個人情報の取扱に関するご案内】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。なお、県における個人情報の取扱については、佐賀県個人情報保護方針で定めております。

添付資料

- ① 誓約書（別紙C）
- ② 飼料販売・納品証明書（別紙D）
- ③ 申請時点で畜産業を営んでいることを確認できる書類（売上伝票、精算書等の写し）
- ④ 佐賀県内に農場を有していることを確認できる書類（農場地図等）
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し（通帳の見開き1・2ページ）
- ⑥ その他、知事が必要と認める書類

(別紙C)

誓 約 書

※誓約書は両面印刷すること

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 対象要件を満たしています。
- 2 本事業の補助金交付要綱に違反した場合には、補助金の返還等に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- 3 佐賀県から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 市町等、他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 令和7年度において、以下で選択した飼料費縮減の取組を実施します。

<取組項目チェックシート>

選択欄	取組内容
	① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
	② 個体ごとの増体の状況に応じて、早期出荷に取り組む。
	③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
	④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた飼料を利用する。
	⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
	⑥ フィーダーの破損等がないかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
	⑦ その他飼料費の縮減に繋がる取組を行う。 →具体的な内容：

※取組項目を選択し、選択欄に○印を記入。

- 6 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 6の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所 _____

(ふりがな)

法人・団体名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 _____

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名することができる。
- 2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、令和7年度の配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙D)

令和 年 月 日

(畜産農家名) 様

飼料販売・納品証明書

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、下記のとおり飼料を販売・納品したことを証明します。

記

【販売・納品実績内訳】

(単位:k g)

年 月	配合飼料	とうもろこし (種類)
令和6年4月		
令和6年5月		
令和6年6月		
令和6年7月		
令和6年8月		
令和6年9月		
令和6年10月		
令和6年11月		
令和6年12月		
令和7年1月		
令和7年2月		
令和7年3月		
合計数量		

※「とうもろこし」については、各月別に（ ）内に丸粒、粉碎、圧ぺんの種類を記入。

飼料販売店名：
所在地：
発行責任者：
電話番号：

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
役職・氏名 印

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、[金 円
の追加交付（減額承認）を受け]たいので、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

(注1) 補助金額の変更のない変更申請の場合は、[]分を消去すること。

(注2) 変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
役職・氏名 印

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 別紙1
- 2 別紙3

(注1) 別紙1は、交付申請書又は変更承認申請書を実績報告書として作成し、金額等に変更があった場合は、比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

(注2) 以下の資料を添付すること。

- 1 畜産農家等への補助金交付の実績が明らかとなるもの(支払明細書等)
- 2 事業に要した経費が明らかとなるもの(例:帳簿、請求書、領収書、振込伝票の写し等)
- 3 その他必要な資料

(別紙3)

収支精算

(3) 収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(4) 支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
配合飼料価格高騰 経営安定対策事業	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

佐賀県知事 様

申請者住所
役職・氏名

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく
補助金の額の確定額 金 円
(令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方交付税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)
金 円

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等があるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳も確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
役職・氏名 印

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行 農協 金庫		本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他			
口座番号				右詰めで御記入ください
フリガナ				
口座名義人				

(注) 「精算払」で交付する場合の様式である。

佐賀県知事 様

補助事業者住所
役職・氏名 印

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 今回請求額

経費区分	事業区分	補助事業に要する経費	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回概算払請求額 ③	今後請求見込額 ④=①-②-③
補助金	(1) 配合飼料に対する支援	円	円	円	円	円
	(2) とうもろこしに対する支援					
事務費	(3) 事務費に対する支援					
計	—					

2 振込先

金融機関名		銀行 農協 金庫		本店・支店 本所・支所 出張所				
口座種別	1 普通（総合） 2 当座 3 その他							
口座番号								右詰めで御記入ください
フリガナ								
口座名義人								

(注1)「概算払」で交付する場合の様式である。

(参考資料)

年 月 日

(補助事業者の名称)

(代表者氏名) 様

(交付対象畜産農家等の住所)

(氏名)

配合飼料価格高騰経営安定対策事業における参加申込書

配合飼料価格高騰経営安定対策事業費補助金について、参加を申し込みます。

なお、本事業の補助金交付要綱に違反した場合には、交付された補助金を返還することを誓約します。

1 令和7年度において、以下で選択した飼料費縮減の取組を実施します。

<取組項目チェックシート>

選択欄	取組内容
	① 給餌を一度に行うのではなく、1日数回に少量ずつ分けて給餌するなど飼料の食べこぼしを低減させる。
	② 個体ごとの増体の状況に応じて、早期出荷に取り組む。
	③ 青刈りとうもろこしなどの良質な粗飼料の給与により、飼料穀物の給餌量を低減させる。
	④ とうもろこしの代替として、飼料用麦、飼料用米の比率を高めた飼料を利用する。
	⑤ 比較的安価な食品残さ等を活用したエコフィードを利用する。
	⑥ フィーダーの破損等がないかこまめに確認して設備の管理を徹底する。
	⑦ その他飼料費の縮減に繋がる取組を行う。 →具体的な内容：

※取組項目を選択し、選択欄に○印を記入。

2 次に掲げるいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者